日本海沿岸東北自動車道建設促進フォーラム実行委員会
構 成 団 体

（一社）東北経済連合会、東北六県商工会議所連合会、
青森県商工会議所連合会、秋田県商工会議所連合会、
山形県商工会議所連合会、（一社）新潟県商工会議所連合会、
東北六県・北海道商工会連合会連絡協議会、青森県商工会連合会、
秋田県商工会連合会、山形県商工会連合会、新潟県商工会連合会、
青森商工会議所、弘前商工会議所、黒石商工会議所、秋田商工会議所、
大館商工会議所、能代商工会議所、酒田商工会議所、鶴岡商工会議所、
新潟商工会議所、新発田商工会議所、村上商工会議所、大鰐町商工会、
かづの商工会、北秋田市商工会、大館北秋商工会、上小阿仁村商工会、
二ツ井町商工会、三種町商工会、藤里町商工会、白神八峰商工会、
男鹿市商工会、湖東３町商工会、潟上市商工会、河辺雄和商工会、
由利本荘市商工会、にかほ市商工会、庄内町商工会、出羽商工会、
遊佐町商工会、酒田ふれあい商工会、関川村商工会、荒川商工会、
神林商工会、朝日商工会、山北商工会、豊栄商工会、安田商工会、
京ヶ瀬商工会、水原商工会、笹神商工会、豊浦商工会、聖籠町商工会、
加治川商工会、紫雲寺商工会、中条町商工会、黒川商工会、
（公社）秋田青年会議所、（一社）大館青年会議所、（一社）能代青年会議所、
（一社）鹿角青年会議所、鷹巣阿仁青年会議所、（公社）由利本荘青年会議所、
（公社）酒田青年会議所、（公社）鶴岡青年会議所、
（一社）庄内中央青年会議所、（一社）新潟青年会議所、
（一社）新発田青年会議所、（一社）にいがた北青年会議所、
（一社）中条青年会議所、（一社）いわふね青年会議所、東北電力（株）
[順不同、72 団体]

日本海沿岸東北自動車道の
早期実現に関する

要 望 書

平成 29 年 11 月

日本海沿岸東北自動車道建設促進フォーラム

実行委員会代表　海　輪　誠
（一般社団法人　東北経済連合会会長）

東北経済界および日本海沿岸の民間経済 72 団体は、国土開発幹線自動車道として位置付けられている日本海沿岸東北自動車道の早期実現と、本路線に接続する高規格道路等の早期整備を強く要望します。

［理　由］

東北の日本海沿岸地域は、豊かな自然や資源等に恵まれ、対岸の北東アジア地域との国際物流や経済・文化の交流促進の中核を担う、環日本海経済圏のゲートウェイとして重要な地域であります。

こうした日本海国土軸の根幹をなす日本海沿岸東北自動車道（以下、日沿道という）は、沿線地域に留まらず、東北全域にわたり、産業経済の発展や域内外交流・連携の活性化、そして、当地域の一体的かつ自立的発展に大きく寄与する極めて重要な路線であります。

そして、東日本大震災においては、日本海側の港が拠点となり、日沿道や東北横断自動車道を利用して、太平洋側の被災地へ食糧・燃料等の支援物資を輸送し、太平洋側の人々を助けた「いのちの道」となりました。

しかしながら、この日沿道の整備は遅れております。東日本大震災直後の緊急物資等の輸送にあたっては、各県境をはじめとするミッシングリンクが足かせとなり、一部区間において、一般道の利用を余儀なくされ、円滑な輸送に支障をきたす結果も生じております。東日本大震災を経験し、改めて、日本海沿岸地域における高速交通基盤の脆弱な状況を認識することとなりました。

高速道路は繋がってこそ、その真価を発揮するものであります。日沿道の全線開通は、北陸自動車道、東北横断自動車道および東北縦貫自動車道等との接続による、地域・都市間の連携、高速道路ネットワークとしての利便性向上、災害時のリダンダンシーの確保の点等から、最大限の波及効果を東北にもたらします。

今後とも、東北の更なる復興を促進し、生産性の向上による経済の活性化を図るためには、災害に強い道路網の整備を加速化することが必須条件であり、日沿道の一日も早い全線開通に向けた整備促進を図ること、ならびに完成目標の明示を切に願うものであります。

よって、ここに日沿道の早期実現にかける東北経済界および日本海沿岸の民間経済７２団体の総意をもって、次の事項について政府および関係機関に強く要望するものであります。

記

１．日本海沿岸東北自動車道の全線開通に向けた建設促進を図るため、次の事項に配慮すること。

❶平成２９年度開通予定の「鷹巣大館道路」については、今年度内の確実な開通を図ること。

❷「朝日温海道路」、「酒田みなと～遊佐」、「遊佐象潟道路」、「二ツ井今泉道路」、「鷹巣西道路」、「二ツ井白神ＩＣ～小繋」間については、整備を促進し、早期完成を図ること。

❸日沿道と接続する津軽自動車道の「柏～浮田」について、早期の事業化を図ること。地域高規格道路の「西津軽能代沿岸道路」については、「西津軽郡鰺ヶ沢町～能代市」間を計画路線に格上げし、早期の事業化を図ること。

❹ここ数年減少傾向にある通常予算の拡充や、平成２９年度末で終了が予定されている、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（道路財特法）の規定による補助率等のかさ上げ措置を平成３０年度以降も継続し、日沿道と接続する地域高規格道路等の整備促進に繋げること。

❺地域経済の好循環や生産性の向上に資するストック効果を早期に発現させるため、道路整備予算を継続的かつ十分確保すること。

２．高規格幹線道路などの整備において、事業評価を実施するにあたり、既存の費用対効果の算定には含まれていない、経済波及効果や、災害時の代替路確保ならびに信頼性向上等により生じる、社会的影響も含めた評価を行うこと。これにより、事業の必要性をより適切に判断しながら整備促進を図ること。

以上